

マイナンバーご提出に係る経過措置期間終了のお知らせ

八十二証券株式会社

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の分野における行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入されました。

この度、2015年12月31日以前に証券口座を開設されたお客様のマイナンバーご提出に係る経過措置期間が2021年12月末で終了します。

つきましては、2015年12月31日以前に口座開設されたお客様で、弊社へマイナンバーをご提出いただいていない方は、法令に基づき、2022年1月1日以降最初に利子・配当等、もしくは株式等の売却代金を受領する日までにマイナンバーのご提出が必要です。

期限内のマイナンバーの提出に、ご理解、ご協力くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上